

M & Aの会計・税務

公認会計士 長谷川 芳孝
公認会計士 神谷 陽一

はじめに

M & A（合併と買収）に係る会計基準等としては、企業会計基準委員会から次のものが公表されている（以下、まとめて「企業結合会計基準等」という）。

- ・ 企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下、「企業結合会計基準」という)
- ・ 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関

する適用指針（以下「適用指針」という）
企業又は事業を他から買収する組織再編の形式としては、主に、合併、会社分割、事業譲受、株式交換ならびに株式の取得が挙げられる。平成20年12月26日改正後の企業結合会計基準等では、このような組織再編の形式にかかわらず、企業結合の会計上の分類（取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引）ごとに、適用すべき会計処理を使い分けることとしている。共同支配企業の形成及び共通支配下の取引と分類される組織再編は一定の要件等を充足した場合に限定され、それ以外の組織再編は取得に分類される。

組織再編の形式 企業結合の 会計上の分類	合併	会社分割	事業譲受	株式交換
取得				
共同支配企業の形成				
共通支配下の取引				

本稿では、資本関係がない企業同士の合併のうち、会計上の「取得」に分類される組織再編を例として、会計・税務処理の概要を説明する。

平成20年12月の改正後の企業結合会計基準等は、原則として平成22年4月1日以後の組織再編について適用することとされている。したがって、以下では現時点の組織再編に原

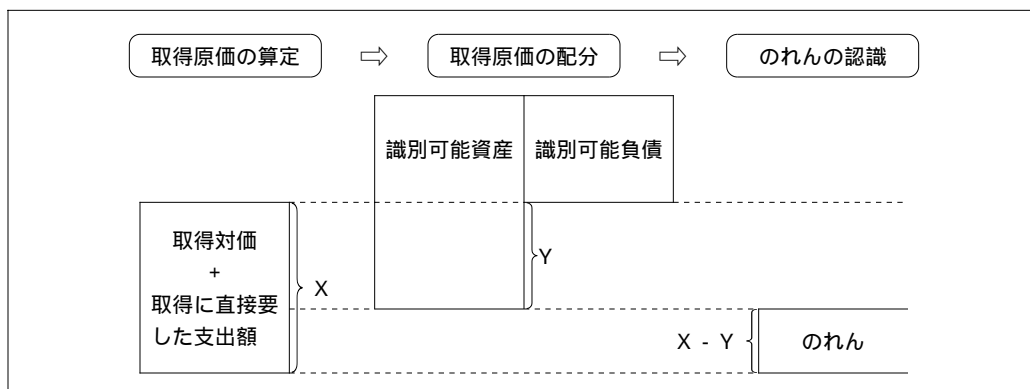
則として適用される平成20年12月改正前の企業結合会計基準等に基づいて会計処理を説明した上で、適宜改正の内容を記載する形としている。また、文中で引用される企業結合会計基準及び適用指針の項番号は、特に断りのない限り平成20年12月改正前のものである。なお、文中、意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

1 取得の会計処理の概要

企業結合が取得と判定された場合にはパーチェス法が適用される。パーチェス法とは、取得企業が被取得企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価とする方法をいう。

取得の会計処理は、(1)取得企業の決定、(2)取得原価の算定、(3)取得原価の配分の手順で行われる。紙面の都合上、ここでは、取得企業の決定については割愛し、取得原価の算定と取得原価の配分について解説する。

< 取得の会計処理の概要 >



< 設例 >

A社（取得企業）はB社（被取得企業）を吸収合併した。

取得原価の算定

A社がB社の株主に交付したA社株式の時価（合併比率公表日直前の時価）

1,500

合併に直接要した支出額 10

取得原価の配分

A社がB社から受入れた資産及び負債（諸資産）の時価（合併期日の時価）

1,200

のれんの認識

取得原価(1,500 + 10) - 取得原価の配分量(1,200) = 310

A社における合併時の仕訳

(借) 諸資産(時価)	1,200	(貸) 払込資本(時価)	1,500
のれん(差額)	310	現金	10

2 取得原価の算定

被取得企業（吸収合併消滅会社）の取得原価は、取得の対価に、取得に直接要した支出額を加算して算定される（適用指針36）。

① 取得の対価

1 取得の対価の測定

取得の対価は原則として、対価となる財の時価で測定することとされ、対価の種類に応じて以下のように算定される（適用指針37, 38, 41, 42）。

対価の種類	対 価 の 算 定
市場価額のある自社の株式	（原則） 企業結合の合意公表日前の合理的な期間（通常5日以内）の株価に交付株数を乗じた額 （容認） 上記の（原則）の方法による株価と企業結合日の株価が大きく異なる場合は、企業結合日の株価に交付株数を乗じた額
市場価額のない自社の株式	以下の順に従い、その価額を基礎として算定する。 1 自社の株式に合理的に算定された価額があるとき 企業結合の合意公表日までに算定している価額に交付株式数を乗じた額 2 被取得企業の株式に合理的に算定された価額があるとき 企業結合の合意公表日までに算定している価額に交付株式数（交換比率考慮後）を乗じた額 3 被取得企業から受け入れた識別可能資産及び負債の企業結合日の時価を基礎とした正味の評価額
現金	その金額
上記以外の財	支払対価となる財の時価と被取得企業又は取得した事業の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価

2 平成20年12月の改正点

取得の対価を、企業結合日の株価を基礎として算定することとなる（改正後適用指針38）。この結果、取得原価とその配分額の差額で算定されるのれんの金額は、改正前のように企業結合の合意公表日では算定されず、企業結合日までの株価の変動により影響を受けることになる。たとえば、改正前のように

合意公表日を基礎としてのれんを算定すれば多額ではなかったが、その後の企業結合日までの株価の変動によってのれんが著しく変動することも想定される。

② 取得に直接要した支出額

取得に直接要した支出額とは、次のすべての要件を満たしたものをいう（適用指針48）。

要 件	具 体 的 な 内 容
(1) 企業結合に直接要した支出額	企業結合を成立させるために取得企業が外部のアドバイザー（例えば投資銀行のコンサルタント、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家）に支払った交渉や株式の交換比率の算定に係る特定の報酬・手数料等をいう。
(2) 取得の対価性が認められるもの	現実に契約に至った企業結合に関連する支出額のことをいう。したがって、契約に至らなかった取引や単なる調査に関連する支出額は、企業結合に直接要した費用であっても取得原価に含めることはできない。

3 取得原価の配分

取得原価は、取得した資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なもの（識別可能資産及び負債）の企業結合日時点の時価（いわゆる独立第三者間取引に基づく公正な評価額）を基礎として、配分される。この識別可能資産及び負債の範囲については、被取得企業の貸借対照表に計上されていたかどうかにかかわらず、企業がそれらに対して対価を支払って取得した場合、原則として、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準のもとで認識されるものに限定される。

したがって、次のような資産又は負債については、被取得企業の貸借対照表に計上されていない場合であっても、取得原価が配分されることとなる。

① 無形資産

1 無形資産の計上要件

次の2つの要件を満たす無形資産については、取得原価を当該無形資産に配分することができる（適用指針56）。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 法律上の権利又は分離して譲渡可能であること |
| (2) 当該無形資産の独立した価額を合理的に算定できること |

「法律上の権利」とは、以下のいずれかに該当するものをいう（適用指針58）。

法律上の権利	具 体 例
特定の法律に基づく知的財産権（知的所有権）等の権利	産業財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権）、著作権、半導体集積回路配置、商号、営業上の機密事項、植物の新品種等
独立第三者と締結した契約に基づく権利で未履行のもの	業務委託契約、請負契約、施設利用契約、商品売買契約、フランチャイズ契約等

「分離して譲渡可能な無形資産」とは、企業又は事業と独立して売買可能なものをいい、受け入れた資産を譲渡する意思が取得企業にあるか否かにかかわらず、単独で譲渡することが可能であれば当該要件を満たすこととなる。具体的には、顧客リスト、特許で保護されていない技術、データベースなどが挙げられる。

2 研究開発費等の取扱い

取得企業が取得対価の一部を研究開発費等（ソフトウェアを含む）に配分したときは、当該金額を配分時に、費用処理する。研究開発費等に配分する場合とは、企業結合により取得した識別可能資産の取得企業における企業結合後の用途が「研究開発費等に係る会計基準」の定めにより研究開発費として処理すべき要件に該当する場合をいう（適用指針61）。

- (1) 取得企業において、特定の研究開発目的のみに使用され、他の目的に使用できないもの
 - (2) 取得企業が市場販売目的のソフトウェアを制作しており、その最初に製品化された製品マスターの完成までの費用、及び製品マスター又は購入したソフトウェアに対する著しい改良に要した費用に該当するもの
- ##### 3 平成20年12月の改正点

受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱うこととされた。改正によって、実質的に分離して譲渡可能かどうかを認識の可否を判断する重要な要件となった一方で、認識要件を満たした場合には、無形資産として計上することが強制されることとなっている。

また、研究開発費については、識別可能性の要件を満たす限り、その企業結合日における時価に基づいて資産として計上することが

求められることとなった。国際的な会計基準では企業結合により受け入れた他の資産の取扱いとの整合性をより重視している。今回の改正により、会計基準の国際的なコンバージェンスを推進することにもなると考えられている。

② 企業結合に係る特定勘定

1 企業結合に係る特定勘定の概要

取得後短期間で発生することが予測される特定の事象に対応した費用又は損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、負債（企業結合に係る特定勘定）として認識することができる（適用指針62）。

このような処理が認められる理由は、企業結合の条件交渉の過程で、被取得企業に関連して発生する可能性のある将来の費用又は損失が取得の対価に反映されている場合（取得の対価がそれだけ減額されている場合）には、被取得企業が企業結合日前に当該費用又は損失を負担したと考えられるため、これらの費用等を企業結合日以後の取得企業の業績に反映させない方が取得企業の投資原価の回収計算を適切に行うことができると考えられるからである。

企業結合に係る特定勘定として負債計上する費用又は損失としては、例えば、次のものが考えられる（適用指針373）。

- ・ 人員の配置転換や再教育費用
- ・ 割増（一時）退職金
- ・ 訴訟案件等に係る偶発債務
- ・ 工場用地の公害対策や環境整備費用
- ・ 資産の処分に係る費用

2 企業結合に係る特定勘定の認識要件

「取得後に発生することが予測される特定の事象に対応した費用又は損失」とは、次の

すべての要件を満たしたものをいう（適用指針63）。

(1) 企業結合日において認識される識別可能負債に該当しない
(2) 企業結合日後5年以内に発生する
(3) 特定の事象に対応した費用又は損失（ただし、識別可能資産への取得原価の配分額に反映されていないものに限る）
(4) 被取得企業に係る費用又は損失であること

「取得の対価の算定に反映されている場合」とは、次のいずれかの要件を満たしている場合をいう（適用指針64）。

・ 当該事象及びその金額が契約条項等（結合当事企業の合意文書）で明確にされていること
・ 当該事象が契約条項等で明確にされ、当該事象に係る金額が取得の対価（株式の交換比率など）の算定にあたり重視された資料に含まれ、当該事象が反映されたことにより、取得の対価が減額されていることが取得企業の取締役会議事録等により確認できること

3 平成20年12月の改正点

企業結合に係る特定勘定の認識要件から「短期間（5年以内）」という期間の定めが削除された。次に、一定の要件を満たした場合には「負債として認識する」とされ、認識が強制されることとなった（改正後適用指針62）。

また、「取得の対価の算定に反映されている場合」として、従来の2つの要件に加えて、「当該事象が取得の対価の算定にあたって考慮されていたことが企業結合日現在の事業計画等により明らかであり、かつ当該事象に係る金額が合理的に算定されること（ただし、この場合には、のれんが発生しない範囲で評価した場合に限る。）」が新設され、認識要件が緩和された（改正後適用指針64(3)）。

4 のれんの会計処理

① のれんとは

取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その超過額は「のれん」(正ののれん)として資産に計上し、下回る場合には、その不足額は「負ののれん」として負債に計上する。

② 正ののれんの会計処理

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。のれんの償却額は販売費および一般管理費に計上することとし、減損処理以外の事由でのれんを特別損失に計上することはできない(適用指針76)。

のれんの未償却額は、減損処理の対象となる。特に、次の場合には、企業結合年度においても減損の兆候が存在すると考えられるときがある(適用指針77)。

- ・ 取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になる場合
- ・ 被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合

のれんの減損損失を認識すべきであると判定された場合には、減損損失として測定された金額を特別損失に計上する(適用指針77)。

③ 負ののれんの会計処理

1 負ののれんの償却方法

負ののれんは、正ののれんと同様に、20年

以内の取得の実態に基づいた適切な期間で規則的に償却する。負ののれんの償却額は営業外収益に計上することとし、特別利益に計上することはできない(適用指針78)。

2 平成20年12月の改正点

負ののれんが生じると見込まれる場合には、まず、取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直すこととなる(改正後企業結合会計基準33)。

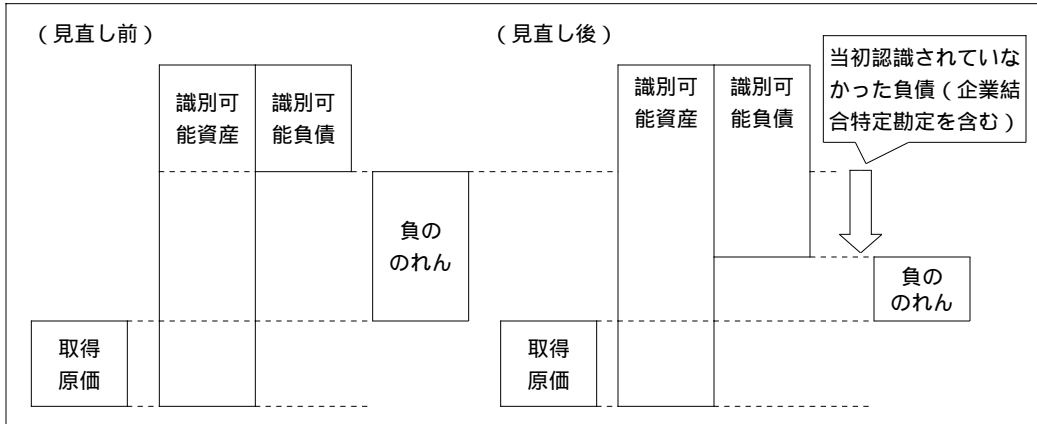
<見直しのポイント>

	すべての識別可能資産及び負債が識別されているか
	識別可能資産及び負債に対する取得原価の配分が適切に行われているか

見直した結果、なお、負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益(原則として特別利益)として処理することとなる(改正後企業結合会計基準33)。この取扱いは、負ののれんは発生原因が特定できないものを含む算定上の差額としてすべて一時に利益認識することとしている現行の国際的な会計基準の考え方を斟酌した結果とされている。

改正後の負ののれんは、生じた事業年度の損益に大きな影響を与えることになることから、その認識及び測定には慎重な対応が必要になると思われる。特に、被買収企業の貸借対照表に計上されていなかった無形資産、引当金あるいは企業結合に係る特定勘定の計上の可否については、十分な検討が必要である。

< 取得原価の配分の見直し >



5 合併法人側の税務処理

① 合併の税務処理の概要

会計処理の項で、資本関係がない企業同士の合併のうち、会計上の「取得」に分類される組織再編について概説を行ったが、これに対応する税務処理として、合併における合併法人側の取扱いについて説明していくこととしたい。

表1 合併の適格要件

グループ内再編		共同事業再編
100%関係	50%超100%未満	
・金銭等の交付がないこと	・金銭等の交付がないこと	・金銭等の交付がないこと
・事業の引継ぎは不要	・主要な事業の引継ぎ ・概ね80%以上の従業者引継ぎ	・主要な事業の引継ぎ ・概ね80%以上の従業者引継ぎ
グループ関係は再編後も継続することが見込まれていることが必要		・事業関連性要件 ・規模要件又は経営参画要件 ・株式の継続保有要件(株主50人以上の場合は不要)

紙面の都合上、適格要件の詳細については本稿では説明を割愛し、非適格合併における合併法人の税務処理について解説する。

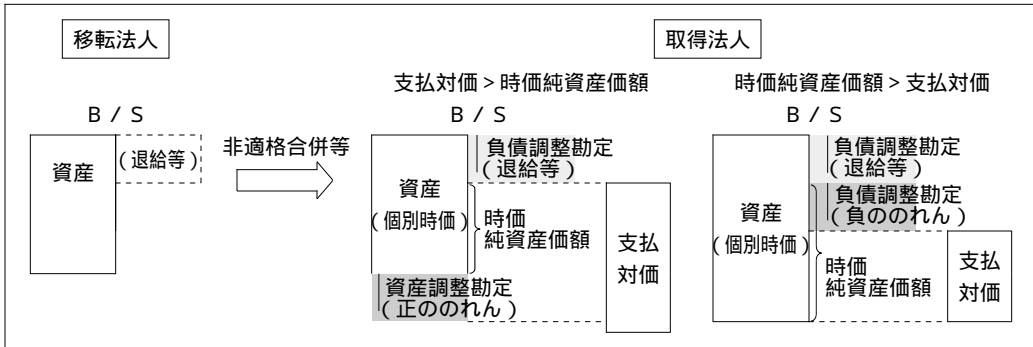
② 非適格合併における合併法人の税務処理

合併法人においては、資産負債を時価により取得することになる(法法62)。また、非

合併の税務上の取扱いは、当該合併が適格要件(表1参照)を満たすか否かによって分類され、同要件を満たすか否かにより適格合併または非適格合併に分類されることとなる。合併法人側としては適格合併の場合は被合併法人の簿価を引継ぎ、非適格合併の場合は時価での取得をしたものとして税務処理を行う。

適格合併により取得した資産及び負債の時価純資産と、交付した合併法人株式やそれ以外の金銭等の資産の時価に差額がある場合は、資産調整勘定(いわゆる正ののれんに相当)又は差額負債調整勘定(いわゆる負ののれんに相当)が生じることになる(法法62の8 ~ , 図1参照)。

図1 資産調整勘定・負債調整勘定の算定



(出所：平成18年度税制改正の解説 - 以下「18年度改正解説」 - p 367)

③ 資産調整勘定及び差額負債調整勘定

資産調整勘定は具体的には次のように算定される(法法62の8)。

非適格合併等対価額 - 移転を受けた資産・負債の時価純資産価額 - 資産等超過差額(後述)

ただし、非適格合併等対価額が移転を受けた資産・負債の時価純資産価額を超えるときのみ資産調整勘定が算出され、非適格合併等対価額が移転を受けた資産・負債の時価純資産価額に満たないときは差額負債調整勘定(後述)が算出される。

また、各用語の意味は以下のとおり
非適格合併等対価額：

- ・ 資産負債の移転を被合併法人等(被合併法人・分割法人・現物出資法人・移転法人)から受けた際に、対価としてその非適格合併等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の時価。ただし非適格合併の場合で、抱合せ株式(合併前に合併法人が保有している被合併法人株式)がある場合は、その抱合せ株式に対して株式割当等を受けたものとみなされる合併法人株式その他の資産を含めた対価の時価とする
- ・ その非適格合併等において被合併法

人等から支出を受けた寄附金の額に相当する金額を含み(すなわち非適格合併等対価額が過小な場合はその過小な額を加算し)被合併法人等に対して支出をした寄附金の額に相当する金額を除く(すなわち非適格合併等対価額が過大な場合はその過大な額を減算することとされている。つまり非適格合併等対価額がその適正な時価と異なるとみられる場合は、適正な時価を用いるべきこととされている

その移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額：

- ・ 資産の時価算定上、営業権については独立した資産として取引される慣習のあるものに限る(法令123の10)
- ・ 負債の額には負債調整勘定(後述)の金額を含む
- ・ 資産から負債を控除したものがマイナスの場合はゼロとする。ただし、純資産マイナスの場合は、資産調整勘定の金額にそのマイナス額を加算する

資産調整勘定は正ののれんに相当するものであるが、逆に負ののれんの状況も想定されており、具体的には上式における非適格合併等対価額がその被合併法人等から移転を受けた資産・負債の時価純資産価額に満たないときは、その満たない部分の金額は、差額負債

調整勘定（いわゆる負のれん）の金額とすることとされている（法法62の8）。

時価純資産の算定において、営業権については独立した資産として取引される慣習のあるものに限るとしているのは、あくまで資産調整勘定あるいは差額負債調整勘定を算定するためのものであり、営業権の一般的な概念を画したものではないとされている（18年度改正解説p367）。

私見ではあるが、資産調整勘定が企業会計等でいういわゆる差額のれんに類似しているのは事実としても、これをもって税務上の営業権的なものの計上方法を一律に決定したというのではなく、あくまでも法人税法62条の8の適用がある組織再編成の場合に限られると考えられる。したがって、非適格株式交換や連結納税開始・加入時に認識されるべき営業権の額についても必ず法人税法62条の8を準用して算定すべきこととはされないものと思われる。同様に、この規定は消費税には適用がないのであるから、仮に法人税法62条の8が適用される事業譲渡においても、消費税の課税対象とされる営業権の金額が資産調整勘定の金額と異なる可能性もある。

認識された資産調整勘定は5年間で償却される。営業権などの減価償却資産とは異なり、損金経理要件は課されていない（法法62の8）。

期中取得の場合の月割計算の規定もなく、事業年度の月数が1年間であればその5分の1を損金算入することができる。営業権も同様に5年間で、いわゆる年割計算を行うことが可能（法令59）であることから平仄がとれた取扱いとなっている。

負のれんに相当する差額負債調整勘定についても資産調整勘定と同様に、5年間での益金算入を行うこととされている（62の8）。

企業結合会計基準の改正後においてはこの点は税務と会計で処理方法の差異が拡がることになる。

④ 負債調整勘定

負債調整勘定とは、退職給与債務引受額と短期重要債務見込額の2つをいい、その内容は以下のとおりである（法法62の8）。

1 退職給与債務引受額

非適格合併等に伴いその被合併法人等から引継ぎを受けた従業者につき退職給与債務引受けをした場合の、非適格合併等時におけるこれら従業者に係る退職給付引当金の額として一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って算定された金額（退職給付引当金額）をいう（法令123の10）。

退職給与債務引受けとは、非適格合併等後の退職などの事由によりその非適格合併等に伴い引継ぎを受けた従業者に支給する退職給与の額につき、非適格合併等前における在職期間などの勤務実績等を勘案して算定する旨を約し、かつ、これに伴う負担の引受けをすることをいうこととされる。非適格合併等により承継した従業員が承継先の法人を退職する際に、被合併法人等における勤務年数も通算して退職給与を算定することとしている場合などがこれに含まれるものと考えられる。

次の場合には退職給与債務引受額に係る負債調整勘定の取崩又は引継を行う。

(ア) (i) 退職給与引受従業者（退職給与債務引受けの対象とされた従業者）が退職その他の事由によりその内国法人の従業者でなくなった場合（(イ)の場合を除く）
又は(ii) 退職給与引受従業者に対して退職給与を支給する場合（法法62の8一、法令123の10）

(イ) 退職給与引受従業者が、適格合併・適格分割・適格現物出資・適格事後設立に伴って移籍した場合（法法62の8一、法令123の10）

2 短期重要債務見込額

被合併法人等から移転を受けた事業に係る将来の債務（その事業の利益に重大な影響を与えるものに限るものとし、退職給与債務引

受けに係るもの及び確定債務を除く)で、その履行がその非適格合併等の日からおおむね3年以内に見込まれるものについて、事業の移転を受けた内国法人がその履行に係る負担の引受けをした場合に、その債務の額をいう。ただし、その事業につき生ずるおそれのある損失の額として見込まれる金額が非適格合併等により移転を受けた資産の取得価額の合計額の20%に相当する金額を超える場合におけるその債務の額に限ることとされている(法令123の10)。例えば、事業撤退費用の見積額などで巨額なものが該当するものと考えられる。

次の場合には短期重要債務見込額に係る負債調整勘定の取崩又は引継を行う。

- (ア) (i) 短期重要債務見込額に係る損失が生じ、(ii) 非適格合併等の日から3年が経過し、又は(iii) 自己を被合併法人とする非適格合併を行う場合(法62の8二)

- (イ) 適格合併・適格分割・適格現物出資・適格事後設立に伴って短期重要負債調整勘定の金額と密接な関連を有する事業、資産又は負債が移転する場合(法62の8、法令123の10)。

⑤ 資産等超過差額

資産等超過差額とは、資産調整勘定を構成しないとされる額であるが、次に掲げる金額(いずれにも該当する場合には、その合計額)とされている(法令123の10、法規27の16)。

1 支払対価額の著しい変動

非適格合併等により交付された非適格合併等対価資産のその非適格合併等の時における時価(交付時価額)がその非適格合併等によりその非適格合併等対価資産を交付すること

を約した時の時価(約定時価額)と著しい差異を生じている場合に算出される。ただし、その非適格合併等対価資産の交付時価額が約定時価額の2倍を超える場合に限り規制の対象となる。

2 被合併法人等の欠損金代替額

非適格合併又は非適格分割の場合において、資産調整勘定が、その合併・分割により移転を受ける事業により見込まれる収益の額の状況その他の事情からみて実質的にその合併又は分割に係る被合併法人又は分割法人の欠損金額(その移転を受ける事業による収益の額によって補填されると見込まれるものを除く)に相当する部分から構成されていると認められる金額があるときには、その欠損金額に相当する部分から構成されると認められる金額は資産等超過差額とされる。

(了)

【執筆者紹介】

長谷川 芳 孝(はせがわ よしたか)
公認会計士・税理士 税理士法人トーマツ
パートナー。
一橋大学経済学部卒業。
現在、税理士法人トーマツ M&Aトランザク
ションサービス・リーダー。税務大学校講師を
歴任。

【執筆者紹介】

神 谷 陽 一(かみや よういち)
公認会計士 監査法人トーマツ マネジャー。
慶應義塾大学経済学部卒業。
現在、日本公認会計士協会 銀行業金融商品等
専門部会委員、企業会計基準委員会 1株当
り利益(EPS)専門委員会専門委員。